

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度第 8 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 29 年 8 月 2 日（水）午前 9 時 55 分から午前 10 時 20 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理・岩越笙子委員・中江滋秀委員 石橋尚事務局参与・菱川勝也事務局長・山本直哉主任
議 題	議案第 19 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 20 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について その他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会 議 内 容

○ 委員長

本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。

定刻前ではありますが、皆様お揃いですのでただいまから平成 29 年度第 8 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。

本日の議案は、2 件及びその他でございます。

始めに、議案第 19 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第 20 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。

この 2 件は関連いたしますので、一括して事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、西東京市在外選挙人名簿に登録される者及び抹消される者について、議案の説明をさせていただきます。

恐れ入ります。1 ページをお開きください。

議案第 19 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。

西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、2 ページに記載の 2 人が、新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。

続けて、資料 3 ページ、議案第 20 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の

決定について』を御説明いたします。

本案は、公職選挙法第30条の11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。

内容といたしましては、4ページに記載の男性9人、女性6人の計15人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。詳細につきましては後ほど資料を御覧ください。

今回の登録及び抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性107人、女性118人、計225人となります。

以上で、議案第19号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』及び議案第20号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

今回、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の人数が多いが、理由はあるのか。

○ 事務局

在外選挙人は、国内の市区町村において住民票が新たに作成された日以降4か月経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。

今から4か月前が4月頃ですので、年度の変わり目に当たり該当者が多かったものと思われます。

○ 委員

分かりました。

○ 委員長

他に御意見ございますか。

特にないようですので、議案第19号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』と、議案第20号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

以上で、本日本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、『その他』に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

東京都議会議員選挙につきましては、立候補予定者の説明会から選挙会、当選証書付与まで、委員の皆様には大変お世話になりました。改めて御礼申し上げます。

開票の翌日、7月3日には、委員長と共に市長・副市長に御報告をいたしました。

首脳部会議でも、事務従事者等について各部・局・室に御礼いたしました。

当選証書付与式では、市内中学校の生徒が同席し、大変よい経験をしていただけたと思っており、今後の啓発や選挙の意識向上につなげられたのではないかと考えております。

各候補者がされた供託金については、現在当選無効に関する異議申出が東京都選挙管理委

員会になされており、返還ができない状態となっています。

公職選挙法の改正が6月21日に公布されました。

今回の法律改正の内容は、市議会議員選挙の選挙運動においてビラの頒布が解禁され、それに伴い、立候補者が作成するビラの作成費用について、条例の定めにより無料とできるものです。

この法律の施行日は平成31年3月1日ですので、次回の統一地方選以降の選挙に向けての法改正となります。

次回の西東京市議会議員選挙はこの施行日より前に任期を迎えて選挙を行うので、この法改正は適用されません。ただ、この法改正の施行までには、西東京市の条例等の改正を議会に上程してゆく予定です。

次回の委員会は、何もなければ、9月1日の金曜日となります。

議題は、定時登録及び裁判員候補者予定者・検察審査員候補者予定者の選定でございます。開催時間については、この場で委員の皆様で御決定いただきたいと思います。

○ 委員長・各委員

9月1日の午前10時からとしたい。

○ 事務局

それでは次回の委員会は9月1日の午前10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成29年度第8回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時20分 終了

以上

平成 29 年度第 8 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 29 年 8 月 2 日 (水)
午前 10 時 00 分から
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟
選挙管理委員会打合せ室

議案第 19 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

議案第 20 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

そ の 他

議案第 19 号

西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 8 月 2 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

平成 29 年 8 月 2 日付 在外選挙人名簿に登録する者（2人）

最終住所	氏名	生年月日	性別	備考
西東京市			女	
西東京市			女	

議案第 20 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 8 月 2 日

西東京市選挙管理委員会
委員長 曾根原 良 仁

平成 29 年 8 月 2 日 在外選挙人名簿から抹消される者 (15 人)

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 2 月 27 日住民票作成 (東京都)
西東京市			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 2 月 28 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 2 月 28 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 13 日住民票作成 (東京都)
西東京市			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 21 日住民票作成 (東京都)
西東京市			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 21 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 23 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 27 日住民票作成 (東京都)
西東京市			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 28 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 28 日住民票作成 (東京都)
西東京市			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 28 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 29 日住民票作成 (東京都)
西東京市			女	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 29 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 29 日住民票作成 (東京都)
西東京市			男	国内の市区町村において新たに住民票が作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 3 月 30 日住民票作成 (東京都)